

令和6年度 上田市立川西小学校いじめ防止基本方針

上田市立川西小学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立川西小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1)「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2)子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3)子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4)いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5)いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策の為に組織

校務分掌に「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、心の教室相談員とする。必要に応じ学校運営協議会長、PTA 会長や、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めて行く。

※学校運営協議会の際に「いじめ」に関わっての学校の現況を報告し、アドバイスをいただく。実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権同和教育係、特別支援教育係、生徒指導委員会、との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会が機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1)いじめ防止の為に日常的な取り組み

- ①児童理解を具体的に進め、その上にたって、児童自らが自己を表現しつつ関わり合って問題解決を行う授業の実現をめざす中で、自分に自信を持ち、お互いに高め合う人間関係作りを行う。
- ②福祉交流学習などの体験的な活動を通して、子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるように学級づくりを行う。
- ③自分や友達の良さの自覚、思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を日々の学級活動、道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。子どもと向き合う時間に全児童と相談の機会をもつとともに、11月のなかよし旬間には、人権同和教育の授業を保護者や地域の方々に公開し、家庭等でも話題にさせていただく。
- ④児童会活動との連携を深め「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが自らもつようにあらゆる機会の中で指導する。また、児童会の自主・自治活動として挨拶に関わって全校で話し合いの機会を設けたり、全校をあげてあいさつ運動を行ったりすることを支援していく。
- ⑤傍観（見て見ないふり）は「いじめ」をしていることと同じであることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを日頃

から指導していく。

- ⑥情報教育においても、初めに“情報モラル”の大切さや、それを守ることの必要性を理解することを特に丁寧にあつかう。必要に応じて、外部講師による指導を受ける機会をもつ。
- ⑦学校では、金魚やフナ、メダカを世話して育てたり、各学年・学級では植物や作物を育てたりする活動を大切に、校長講話や学級指導で、命の大切さに触れる話をする。
- ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、対応をしていく。
- ⑨児童会による兄弟姉妹学級活動や集会活動、低学年の連学年活動、兄弟学級の活動、室賀の里やしいのみ療護園、陽だまりの家、小泉ふれあいホーム等の福祉施設との交流などを通して、様々な方々との交流を行い、相手を思いやる心とコミュニケーション能力を育てる。
- ⑩道徳の時間において、自己肯定感を高め、他者への思いやりや生命尊重の価値を感得する。
- ⑪「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域のより深い連携が大切であることを、学級懇談会やPTA 総務委員会等の会合、学校・学年・学級だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑫いじめなどの問題に関わるアンケート、個別の聞き取り等、年間を通じて行い、児童の様子を把握するとともに、指導が必要になった場合は早急に対処していく。
職員会、職員連絡会等を通して、年間を通じて児童に関わる情報交換を行い、共通理解をするとともに、いじめを事前に防ぐ取り組みを考えていく。
- ⑬相談窓口を明記するとともに、日頃から児童に伝え、児童が自由に悩みを伝えられる場を作り、対応を行う。
- ⑭全校でQ-U・アセス検査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。

(2) 早期発見・早期対応の為の方策

- ①職員会の最初に、児童理解の時間を設け、各学年における課題を出し合い、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。
- ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③いじめに関する内容を含んだ児童アンケート（年3回）、保護者アンケート（年1回）、Q-U・アセス検査（年1～2回）の結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに問題の解決のために尽力する。

(3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。ひなたちゃん Box を設置し、相談したい内容や校内のどの職員と相談したいかなど児童の希望を聴けるようにした。保健室・校長室・職員室・相談室に「何でも相談窓口」「何でも相談して心をすっきりさせよう」等の掲示を行い、全校に周知する。
- ②なかよし旬間（11月）に担任がクラスの全児童と個別に話をする機会をもつ。心の教室相談員は、1年間を通して、相談室を開放し、児童の相談にいつでも応じられるようにする。
- ③担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳や手紙を丁寧に読むとともに、電話相談・面談に丁寧に対応し、

児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。

- ④全職員が、“表情がさえず元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前が挙がる担任等が気にしている子ども” に積極的に声がけを行う。

- ⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

(4) 校内・校外研修

- ①“児童理解”についての職員研修（4月）

配慮を要する子どもについて学ぶ。特に、不適応行動や発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。

- ②学級経営研修 Q-U・アセス検査の分析法など（7月）

学級経営計画の発表と個々の児童の状況を知るための資料としてQ-U検査を実施。特別支援教育コーディネーターを講師に、Q-U検査の分析法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめ等心配される児童を把握する。

- ③四中区・六中区学校職員会人権同和教育研修（7月）

四中区・六中区地域の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。情報モラル（携帯電話やインターネット等の利用のマナー）をめぐる問題についても研修を深める。

- ④PTA人権同和教育研修会（11月）

11月の参観日では、保護者・学校運営協議会の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。学級懇談会や学校運営協議会では、保護者とともに人権感覚を養うための研修会を行う。

- ⑤六中区人権同和教育研修会（11月）

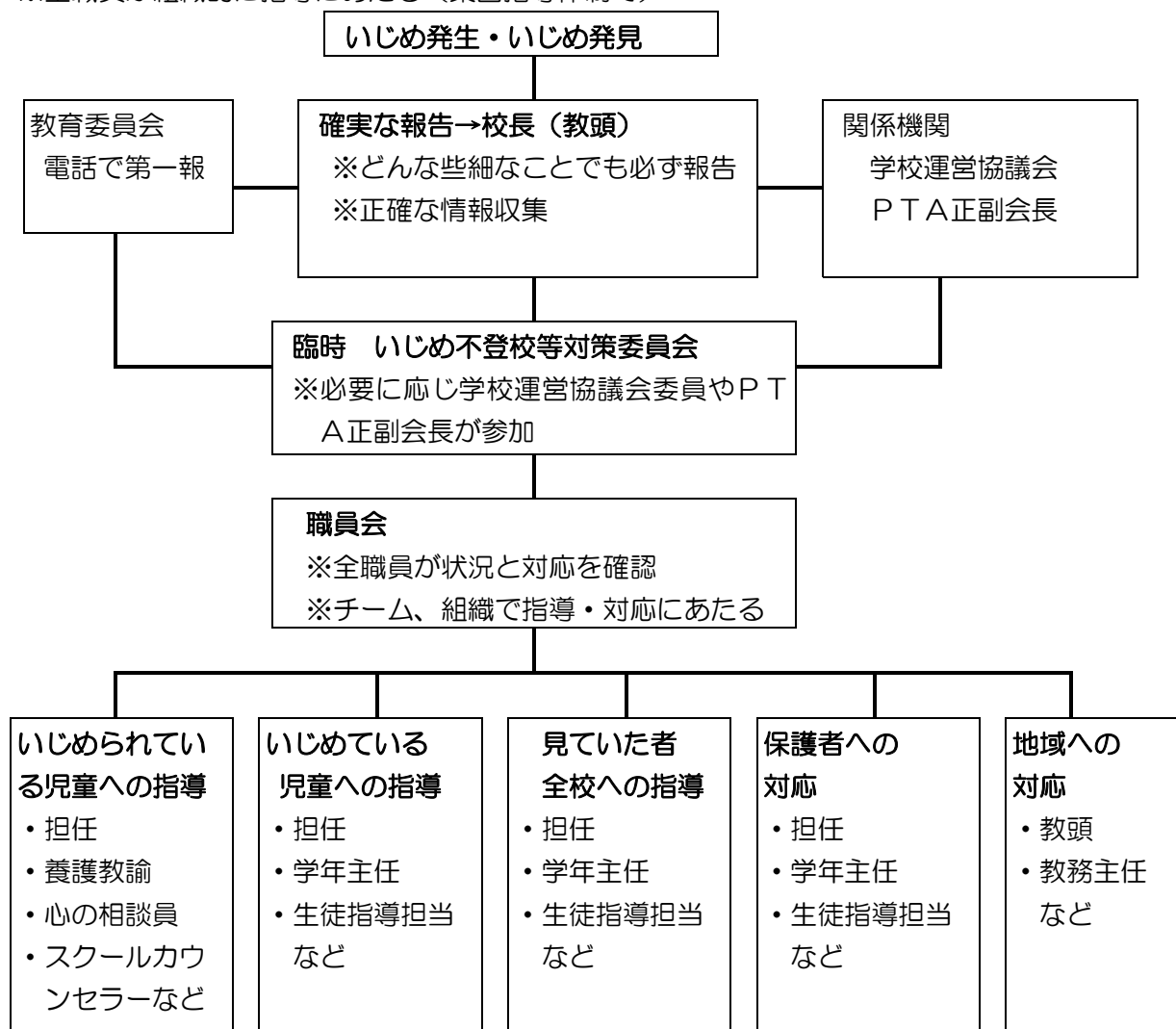
六中ブロックで、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかなど研修する。

- ⑥川西公民館主催の人権同和教育講座に年1回以上参加する。

- ⑦「川西小学校教職員」非違行為防止研修を年間通じて位置づけ、特に「児童の人権を大切にすること」を確認する。

4 いじめが見つかったときの対応（川西小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



5 重大事態への対処

(1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“小学校の「いじめ・不登校等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※ “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「川西小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

重大事案発生時の組織

市教委・市福祉課・児童相談所・警察・医師・弁護士・SC・SSW・PTA 正副会長・学校運営協議会長

6 いじめを防止するための年間指導計画

学期	月	指導内容
一 学 期	4月	・学年、学級開き… 「みんな仲よく、いじめのない学校・学級づくり」の意識付け
	5月	・一人ひとりの頑張る姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導 ・運動会… 一人ひとりの頑張りを認め合い、学年・学級が一つにまとまる充実感の指導
	6月	・Q-U検査の実施（2～6年） ・児童会活動・交流活動・読書旬間…自分や友だちとのかかわりを深めよう
	7月	・1学期の頑張りを認め合う。☆児童アンケート①の実施
二 学 期	8月	・2学期当初の学級のめあてづくりや約束事の確認。
	9月	・運動会に向けて… 学級・学年・学校全体が仲よくまとまって自分たちの運動会を創り上げる過程を通してお互いを認め合う意識付け
	10月	☆児童アンケート②の実施。 ☆Q-Uアンケートの実施(1年) ・音楽会に向けて… 響き合う心・歌声作り。学年・学級の連帯感。
	11月	・「なかよし月間」… 姉妹学級交流や児童会のなかよし企画による意識付け 川西小祭りで兄弟・姉妹学級や委員会での交流活動 ☆「相談週間」の実施 ☆保護者アンケートとなかよしアンケートの実施
	12月	・読書旬間… 親子や兄弟学級で読み聞かせを実施 ☆「保護者懇談会」で子どもたちの心の面（悩み、いじめ、不登校問題）についても懇談
三 学 期	1月	・新しい年に向けて… 「みんな仲よく、いじめはしない」ことを年頭の誓いとする ☆そり、スケート、スキー教室で、みんなで仲よく楽しめる冬の行事づくり
	2月	・「進級・卒業に向けて」… 1年間の一人ひとりの頑張りを確認し合い、残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け ☆なかよしアンケート③の実施 体罰調査（児童、保護者、職員の実施）
	3月	・「1年間のまとめ」… 友だちとの関わりを振り返り、友だちのよさを互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成